

令和5年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1、招集日時 令和5年3月28日（火） 午後2時00分開議
- 2、招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3、議事録署名人 吉崎 静 夫
- 4、出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 10名
- 5、傍聴人 なし
- 6、提出された議題（議事） 以下のとおり
- 7、会議の概要
- (1) 開会
小沼教育長 午後2時00分開会を宣す。
- (2) 議事録署名人の指名
小沼教育長 吉崎委員を指名する。
- (3) 教育長の報告
小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。
- 小沼教育長 教育長のお務報告が終わりました。委員の意見を求めます。
- 吉崎委員 台湾芸術大学とのオンライン学習について、詳細を教えてください。
- 小沼教育長 台湾の芸術大学と岩間中学校で、それぞれの文化や学校の特色について、相互交流を図りました。
- 吉崎委員 言語については、どのように対応したのでしょうか。
- 小沼教育長 オールイングリッシュで対応しました。岩間中学校の生徒も英語をしっかりと使いながら、交流を行うことができておりました。

今後も交流を重ね、台湾の大学生と中学生が一对一でオンライン交流を行えたらと考えております。

吉崎委員 ぜひ継続していただきたいです。

小沼教育長 ほかにございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(4) 議事

小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事のうち、「議案第11号」から「議案第13号」までの3件は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第11号」から「議案第13号」までの案件を非公開といたします。

【議案第11号】【議案第12号】【議案第13号】 非公開

小沼教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

小沼教育長 続いて「議案第14号 笠間市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第14号、笠間市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則についてご説明いたします。16ページをお開きください。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月1日から、笠間市個人情報法施行条例が施行され、教育委員会につきましても、同施行条例が適用されることから、規則を廃止するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市教

育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第14号 笠間市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第15号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第15号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。19ページをご覧ください。本案は、茨城県立学校管理規則の一部改正に伴い、教諭の新たな職としまして、主幹教諭及び指導教諭また、笠間市で必要となる役職としまして、栄養教員を加えるものでございます。なお、附則でこの規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第15号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第16号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第16号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則についてご説明いたします。21ページをお開きください。本案は、笠間市教育委員会に対する事務委任規定に基づき、見直しを図る必要があることから、新たに笠間市規則として制定することに伴い、本教育委員会規則を廃止するものでございます。具体的な補助金の交付に係る規則は、教育委員会が定めるものではなく、市長が定めるものとするものでございます。なお、附則で、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第16号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第17号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第17号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について説明いたします。本案は、第3子給食費無償化事業の実施に伴い、市内小中学校、義務教育学校に3人以上在籍する世帯を対象に、第3子以降の学校給食費を免除するため所要の改正をするものです。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。25ページをお開きください。笠間市学校給食費取

扱規則第7条（給食費の減免）第2項に前項の規定に関わらず、保護者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小中学校児童生徒を3人以上養育し、かつ、これらの者と生計を同じくする場合は、その出生の最も早い者から順次数えて3番目以降である児童生徒に係る給食費について、別に定めるところによりその給食費を免除することができる。を加えるものです。令和5年4月1日施行としております。

小沼教育長 　　ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

戸田委員 　　対象となる児童・生徒は何名くらいいますか。

事務局 　　全体で300名程度を予定しているところでございます。

戸田委員 　　承知しました。

小沼教育長 　　ほかにごございますか。

各委員 　　（特になしの声）

小沼教育長 　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 　　（異議なしの声）

小沼教育長 　　異議なしと認め、「議案第17号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 　　続いて「議案第18号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第18号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本規則の改正理由についてでございますが、笠間市公民館運営審議会からの答申に基づきまして、地区公民館1館の稲田公民館を本年4月1日から、地域交流センターとして用途変更するため、所要の

改正をするものでございます。なお、従前は地区公民館が12館ございましたが、11館につきましては、令和3年10月1日からの用途変更により、地域交流センターとして移管が進んでおります。内容につきましては、30ページの新旧対照表をご覧ください。現行の地区公民館の部分を改正しますので条文の削る部分をご説明申し上げます。初めに、第2条「及び地区の公民館」の第2項になります。続いて、第4条「地区の公民館長及び地区の公民館主事」は、第1項から次の33ページ、第6項までのすべてでございます。第6条「事務分掌」では、表中の「笠間公民館」最下段、「笠間市稲田公民館との連携に関すること」でございます。続きまして、35ページをご覧ください。第9条から第11条におきましては、「地区の公民館長」の部分になります。なお、本規則の施行日は、本年4月1日を予定しています。説明は以上です。

小沼教育長 　　ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 　　(特になしの声)

小沼教育長 　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 　　(異議なしの声)

小沼教育長 　　異議なしと認め、「議案第18号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 　　続いて「議案第19号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告示について」事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第19号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告示についてご説明いたします。39ページをお開きください。本案は、笠間市教育委員会に対する事務委任規定に基づき、見直しを図る必要があることから、新たに笠間市国費として制定することに伴い、8つの教育委員会要綱を廃止するものでございます。具体的には補助金の交付に係る要綱、

教育委員会が定めるものではなく、市長が定めるものとするもの
でございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立
小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告
示について」は、別紙のとおり上程をされております。これより
質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご
異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第19号 笠間市立小学校等遠距離通学
費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告示について」は、原
案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第20号 笠間市立公民館ふれあいルームに関す
る運営要綱の一部を改正する要綱について」事務局より説明を求
めます。

事務局 議案第20号 笠間市立公民館ふれあいルームに関する運営要
綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。本要綱の改
正理由につきましては、条例施行規則と同様でございます。内容
につきましては、42ページの新旧対象表をご覧ください。規則
に準じまして、第5条「施設の使用制限」の文章中、第10条の
部分を第9条に改めるものでございます。なお、本要綱の施行(日
は、本年4月1日を予定しております。説明は、以上でございま
す。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立
公民館ふれあいルームに関する運営要綱の一部を改正する要綱に
ついて」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑
に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご

異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第20号 笠間市立公民館ふれあいルームに関する運営要綱の一部を改正する要綱について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第21号 笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第21号 笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。44ページをお開きください。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の文言の改正を行うものでございます。具体的には笠間市個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報の保護に関する法律が適用になるよう文言の整理をしております。なお附則で、この告示は令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第21号 笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第22号 大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第22号 大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則についてご説明いたします。本案は、大日堂の一般公開に伴い、条例の補完となる規則を制定するものです。内容でございますが、次の47ページをご覧ください。第2条は、開館の申込みで希望日の5日前までに申し込むものとしております。第3条は拝観料の減免を別表で定め、市主催事業や、市内小中高校生は全額免除などとしております。第4条以降は拝観料の返還や大日堂を毀損した場合の手続などを定めております。48ページの附則でございますが、規則の施行日を令和5年4月1日としております。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第22号 大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第23号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第23号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項についてご説明いたします。本案は、第3子給食費無償化事業の実施に伴い、市内小中学校、義務教育学校に3人以上在籍する世帯を対象に、第3子以降の学校給食費を免除するため新たに要綱を制定するものです。54ページをお開きください。笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱第1条では、趣旨を第2条では、「第3子以降」についての定義を定めております。第3条では、免除対象者として市内に住所を有していること、第3子以降を養育していること、市税、給食費に未納がないこと、生活保護、就学援助費支給制度による準要保護の認定を受けていないこととしております。第4条では、免除対象を給食費であって第3子以降のもの

としております。第5条から第7条については、事務の手続きを定めています。要綱は令和5年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第23号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第24号 第2次笠間市スポーツ推進計画について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第24号 第2次笠間市スポーツ推進計画についてご説明いたします。本案は、スポーツ基本法を定める地方スポーツ推進計画として、スポーツ推進審議会より適当であるとの答申を受け、策定するものです。次のページから本編でございます。67ページ上段をご覧ください。計画の期間は令和9年度までの5年間です。69ページからの第2章、施策の方針の大項目1、生涯スポーツの推進では、一般社団法人笠間スポーツコミッションを核としたスポーツシティーかさまを推進するとしております。73ページのスポーツ環境の充実と指導者と養成と確保では、スポーツ少年団やスポーツ協会などの既存のスポーツ団体自ら、指導者の養成や指導技術の向上を図ることや、また、中学生の地域部活動の受皿としての活動をしていく計画としております。75ページからの第1項目に、競技スポーツ、パラスポーツの推進は、新たな項目で、オリパラの開催による障害者スポーツを含むスポーツへの関心の高まりと、スポーツの普及に触れております。82ページからの、大項目3、スポーツ施設の整備充実ですが、こちらは現計画と大きな変更点はございません。86ページからの大項目4、スポーツツーリズムの推進は、新たな項目でございます。

笠間スポーツコミッションがスポーツツーリズムの推進に取り組むことなどにより、スポーツを活用した持続的なまちづくりや地域活性化を期待しております。最後に、これまでの経緯でございます。93ページ下段をご覧ください。7月と12月に審議会を開催し、本年1月に市議会へ報告をし、パブリックコメントを実施しましたが、意見はございませんでした。また、今月20日の審議会により、計画的、適当であるとの答申がございました。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「第2次笠間市スポーツ推進計画について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第24号 第2次笠間市スポーツ推進計画について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第25号 笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについて」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第25号 笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについてご説明いたします。102ページをご覧ください。香取神社の三国を香取小原神社の山岳に変更することについて、文化財保護審議会より適当であるとの答申を受け、指定名称を変更するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたけれども、「笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについて」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご

異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第25号 笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについて」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

小沼教育長 午後4時24分閉会を宣す。

8、議決事項

議案第11号	笠間市立学校医及び学校歯科医の解職及び委嘱について	可決
議案第12号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第13号	笠間市立学校運営協議会委員の委嘱について	可決
議案第14号	笠間市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について	可決
議案第15号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第16号	笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則について	可決
議案第17号	笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について	可決
議案第18号	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第19号	笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告示について	可決
議案第20号	笠間市立公民館ふれあいルームに関する運営要綱の一部を改正する要綱について	可決
議案第21号	笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正について	可決
議案第22号	大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則について	可決
議案第23号	笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項について	可決
議案第24号	第2次笠間市スポーツ推進計画について	可決
議案第25号	笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについて	可決